開会 午後1時30分

○議長(小松則明君) 御苦労さまでございます。午前中に引き続きまして、午後からは 臨時議会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達しておりますので、令和元年第 4回大槌町議会臨時会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(小松則明君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において指名いたします。 1番、菊池忠彦君及び3番、佐々木慶一君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長(小松則明君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は本日1日限りといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小松則明君) 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第 3 報告第15号 工事請負変更契約締結の専決処分の報告について

日程第 4 議案第71号 大槌町教育委員会の委員の任命に関し同意を求めること について

日程第 5 議案第72号 大槌町監査委員の選任に関し同意を求めることについて

日程第 6 議案第73号 大槌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第74号 大槌町下水道条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第75号 大槌町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例につい

7

日程第 9 議案第76号 大槌町上水道事業給水条例の一部を改正する条例につい て

日程第10 議案第77号 工事請負契約の締結について

日程第11 議案第78号 工事請負契約の締結について

日程第12 議案第79号 工事請負契約の締結について

日程第13 議案第80号 財産の取得について

○議長(小松則明君) 日程第3、報告第15号工事請負変更契約締結の専決処分の報告についてから、日程第13、議案第80号財産の取得についてまで、11件を一括議題といたします。

ただいま議題に供されました議案について、当局から提案理由の説明を求めます。

議案第71号大槌町教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて及び議案 第72号大槌町監査委員の選任に関し同意を求めることについては町長から、それ以外に ついては総務課長から説明を求めます。まずは、町長。

○町長(平野公三君) 本臨時会におきまして、2件の人事案件を提出いたします。

議案第71号大槌町教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、髙橋 英悟委員が本日付で任期満了となることから、新たに内金崎丈志氏を委員に任命したい ので、議会の同意を求めるものであります。

内金崎氏の住所は、大槌町吉里吉里四丁目3番26号。生年月日が、昭和33年3月24日 生まれの61歳。任期は、本年9月19日から令和5年9月18日までの4年間となります。

なお、略歴については別紙のとおりであり、適格者と考えております。

議案第72号大槌町監査委員の選任に関し同意を求めることについては、阿部義正委員が本年8月31日付で任期満了となり、新たに町議会から推薦されました阿部義正氏を委員に選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

阿部氏の住所は、大槌町金澤第42地割30番地。生年月日が、昭和32年10月17日生まれ の61歳。任期は、本日から令和5年8月31日までとなります。

なお、略歴については別紙のとおりであり、適格者と考えております。

以上、よろしく御審議の上、御同意くださるようお願い申し上げまして、提案理由の 説明とさせていただきます。

- ○議長(小松則明君) 総務課長。
- ○総務課長(三浦大介君) 令和元年第4回大槌町議会臨時会における人事案件を除きま

す報告1件、議案8件につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

報告第15号工事請負変更契約締結の専決処分の報告については、大槌町浪板地区、吉里吉里地区、赤浜地区、安渡地区及び小枕・伸松地区ほか第2期工事に係る変更契約であります。

議案第73号大槌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例については、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、 所要の改正を行うものであります。

議案第74号大槌町下水道条例の一部を改正する条例について及び議案第75号大槌町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例については、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第76号大槌町上水道事業給水条例の一部を改正する条例については、水道法等の一部改正及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第77号工事請負契約の締結については、赤浜地区漁業集落共同利用施設整備工事 に係る契約であります。

議案第78号工事請負契約の締結については、町道小鎚線道路改良(橋梁上部工)工事 に係る契約であります。

議案第79号工事請負契約の締結については、大槌町浪板地区、吉里吉里地区、赤浜地区、安渡地区及び小枕・伸松地区ほか第1期工事に係る変更契約であります。

議案第80号財産の取得については、大槌町災害公営住宅買取事業(安渡地区 B-② ブロック)災害公営住宅に係る財産取得であります。

以上、一括で提案理由を申し上げました。御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

- 0 -----

日程第3 報告第15号 工事請負変更契約締結の専決処分の報告について

○議長(小松則明君) 日程第3、報告第15号工事請負変更契約締結の専決処分の報告に ついてを議題といたします。

提案理由の説明は終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興推進課長。

- ○復興推進課長(中野智洋君) 1、契約の目的、大槌町浪板地区、吉里吉里地区、赤浜地区、安渡地区及び小枕・伸松地区ほか第2期工事。
 - 2、契約の相手方、前田・日本国土・日特・パスコ・応用地質大槌町浪板地区、吉里吉里地区、赤浜地区、安渡地区及び小枕・伸松地区他復興整備事業共同企業体、共同企業体代表者、宮城県仙台市青葉区二日町4番11号、前田建設工業株式会社東北支店、常務執行役員支店長 東海林茂美です。

今回報告する内容は、契約金額の変更でございます。変更前の契約金額12億7,738万5,120円を、99万3,600円減額して、12億7,639万1,520円に変更したものであります。

本契約は令和元年9月6日に行っております。

次に、参考資料をごらんください。

変更理由は、現場条件の変更等を反映し、請負額の変更を実施したものです。対象範囲を明示した位置図を添付しております。

以上、御報告申し上げます。

○議長(小松則明君) 質疑に入ります。(「なし」の声あり)質疑を終結いたします。 以上で、報告第15号工事請負変更契約締結の専決処分の報告についてを終わります。

について

○議長(小松則明君) 日程第4、議案第71号大槌町教育委員会の委員の任命に関し同意 を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明及び内容説明は終了しておりますので、質疑に入ります。 (「なし」の声あり) 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、提案の趣旨に鑑み、この際討論 を終結し採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小松則明君) 御異議なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

議案第71号大槌町教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(小松則明君) ただいまの出席議員数は11名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に5番、澤山美惠子君及び6番、阿部三平君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長(小松則明君) 念のために申し上げます。本案に賛成の諸君は「賛成」と、反対 の諸君は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。 (「なし」の声あり) 配付漏れなしと認めます。 投票箱を点検させます。

(投票箱点検)

○議長(小松則明君) 異状なしと認めます。

それでは、投票用紙に記載お願いいたします。

記載は終わりましたでしょうか。(「はい」の声あり)

それでは、点呼に応じ、順次投票願います。点呼を命じます。事務局長。

(点呼)

(各員投票)

○議長(小松則明君) 投票漏れはありませんか。(「なし」の声あり)投票漏れなしと 認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。立会人の5番、澤山美惠子君及び6番、阿部三平君の立ち会いをお 願いいたします。

(開票)

- ○議長(小松則明君) 開票結果を事務局長から報告させます。
- ○事務局長(西澤勝広君) それでは報告いたします。

投票総数 10票

これは議長を除く出席議員数に符合いたします。

有効投票 10票

無効投票 0票

有効投票中、

賛成 10票

反対 0票

以上です。

○議長(小松則明君) 以上のとおり、賛成者が全員であります。よって、本案は原案の とおり同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(小松則明君) ここで、地方自治法第117条の規定により、12番、阿部義正君の 退席を求めます。

(12番 阿部義正君 退席)

日程第5 議案第72号 大槌町監査委員の選任に関し同意を求めることについて

○議長(小松則明君) 日程第5、議案第72号大槌町監査委員の選任に関し同意を求める ことについてを議題といたします。

提案理由の説明及び内容説明は終了しておりますので、質疑に入ります。 (「なし」の声あり) 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、提案の趣旨に鑑み、この際討論 を終結し採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小松則明君) 御異議なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

議案第72号大槌町監査委員の選任に関し同意を求めることについてを採決いたします。 この採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(小松則明君) ただいまの出席議員数は10名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に7番、東梅 守君及び8番、阿部俊作 君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長(小松則明君) 念のために申し上げます。本案に賛成の諸君は「賛成」と、反対 の諸君は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。 (「なし」の声あり) 配付漏れなしと認めます。 投票箱を点検させます。

(投票箱点検)

○議長(小松則明君) 異状なしと認めます。

それでは、投票用紙に記載願います。

記載されましたでしょうか。

それでは、点呼に応じ、順次投票願います。点呼を命じます。事務局長。

(点呼)

(各員投票)

○議長(小松則明君) 投票漏れはありませんか。(「なし」の声あり)投票漏れなしと 認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。立会人の7番、東梅 守君及び8番、阿部俊作君の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

- ○議長(小松則明君) 開票結果を事務局長から報告させます。
- ○事務局長(西澤勝広君) それでは報告いたします。

投票総数 9票

これは議長を除く出席議員数に符合いたします。

有効投票 9票

無効投票 0票

有効投票中、

賛成 9票

反対 0票

以上です。

○議長(小松則明君) 以上のとおり、賛成者が全員であります。よって、本案は原案の とおり同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

日程第6 議案第73号 大槌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営 に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長(小松則明君) 日程第6、議案第73号大槌町特定教育・保育施設及び特定地域型 保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といた します。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。保健福祉課長。 ○保健福祉課長(小笠原純一君) 議案第73号大槌町特定教育・保育施設及び特定地域型 保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上 げます。

本条例は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、特定教育・保 育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について所要の改正を行うものであ ります。

2枚目の新旧対照表をお開き願います。

以下、主な改正内容について御説明いたします。

題名「大槌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」を、「大槌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・ 子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例」に改定しようとするものであります。

第1章、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の運営に関する基準、第1節 総則、第2条は、改正法に伴う用語の定義を改定または加えるものであります。

3ページをお開き願います。

第3条中は、「適切な内容」を「適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の 軽減について適切に配慮された内容」と改めるものであります。

第4条から6ページの第11条につきましては、用語の改定に伴うものであります。

第13条、特定教育・保育施設の利用者負担額等の受領につきましては、「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)から当該特定教育・保育に係る利用者負担額(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額をいう。)の支払いを受けるものとする。」と改定するものであります。

7ページをお開き願います。

同条第4項につきましては、幼児教育・保育の無償化に伴い、法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用及び同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに関する主食の提供に要する費用に加え、同号に掲げる小学校就学前子どもに関する副食費の提供に要する費用について、特定教育・保育施設または特定地域型保育事業者において、教育・保育給付認定保護者から支払いを受けることができる費用とし、同項第3号(ア)から(ウ)に掲げるものに要する費用については除くものであります。

9ページをお開き願います。

第14条から13ページの第34条までは、用語の改定に伴うものであります。

14ページをお開き願います。

第35条につきましては、第13条等の改正に伴い、特別利用保育の基準を改定するものであります。

15ページをお開き願います。

第36条につきましては、第13条等の改正に伴い、特別利用教育の基準を改定するものであります。

16ページをお開き願います。

第37条につきましては、特定地域型保育事業の利用定員について、事業所内保育事業を除くこととするものであります。

第38条から18ページ第42条までは、用語の改定に伴うものであります。

19ページをお開き願います。

第43条、特定地域型保育事業の利用者負担額等の受領につきましては、「特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額)の支払を受けるものとする。」と改定するものであります。

20ページをお開き願います。

第46条から21ページの第49条までは、用語の改定に伴うものであります。

第50条につきましては、「第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第 17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業、特定地 域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。」と改定するものであり、第11 条、第12条、第14条に関する読みかえについて、あわせて改定するものであります。 22ページをお開き願います。

第51条につきましては、第50条等の改正に伴い、特別利用地域型保育の基準を改定するものであります。

23ページをお開き願います。

第52条につきましては、第50条等の改正に伴い、特定利用地域型保育の基準を改定するものであります。

25ページをお開き願います。

第2章、特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準、第53条から第61条につきましては、幼児教育・保育の無償化に伴い、子育てのための施設等利用給付の対象となる未移行幼稚園や認可外保育施設、預かり保育事業等を実施する施設は、特定子ども・子育て支援施設等として内閣府令で定める基準を満たすことが必要となったため、子育て支援法第58条の4第2項の内閣府令で定める基準について条文を新設するものであります。

28ページをお開き願います。

附則第2条、特定保育所に関する特例につきましては、第13条第1項及び第2項の改定に伴うものであります。

附則第3条、施設型給付費等に関する経過措置については、削除するものであります。 このことに伴い、附則第4条、小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置を附則 第3条とし、附則第5条、連携施設に関する経過措置を附則第4条とするものでありま す。

30ページをお開き願います。

附則は令和元年10月1日から施行しようとするものであります。

以上が、大槌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の内容でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

- ○議長(小松則明君) 質疑に入ります。芳賀 潤君。
- ○13番(芳賀 潤君) 何点か伺います。午前中の全協でもいろいろ話されました。それで、全協の資料から別表のほうを見て、もともと第2子以降は大槌町は無料化していたと、それでその財源はふるさと納税の額から充当していたものがあると。それで今回、

町単で新規事業があったときに、今までふるさと納税でいただいていたものからこっち に充当していた額と、国のほうが制度の創設によって新しくなったもの、でも単独で新 しい事業があるといったときの総体的なものとして、今までのふるさと納税の額より上 回るのか、上回らないのかというあたりをお聞かせください。

- ○議長(小松則明君) 保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(小笠原純一君) お答えいたします。今まで町単独で行っておりました 第2子、第3子等の保育料等の無料化につきまして、これらの部分に関しましては、今 回国の施策が当たることによりまして、現在まで予算で計上している予算内で、今度新 しく展開されますサービスに関しては賄えるという形になってございます。
- ○議長(小松則明君) 芳賀 潤君。
- ○13番(芳賀 潤君) 賄えるということは、多少の財源に余裕が出てくるんだと思うんですね。そうしたときに、やはり、子育て支援の充実は国が掲げてこのようにしているわけなので、もちろん町単の事業はとても評価しますけれども、そのほかに漏れているようなものがあれば、どうぞ今までも子育て支援に使っていた財源ですので、それを上手に子育て支援のほうに何か方策として、現場の意見を聞いたり、保護者等の意見を聞いたりして、全部が無料がいいかどうかの議論はあると思うんです。ただ、それ以外にもやはりフォローしなくてはならないところもあると思いますので、ぜひお願いしたいと。

もう1点。今度は懸念されるのが、全額無料になったことによって、今まで預けていなかった方々が、みんなお願いしたいと言ったときの待機児童だったり、今、待機児童があっても保育士不足が叫ばれているわけですよね。その点どのように推察されているのかお聞かせください。

- ○議長(小松則明君) 保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(小笠原純一君) お答えいたします。現時点で今年度、町内での待機児童の数は8名になってございます。やはり、保育料の無料化等に伴いまして、やはり子供を預けたい。保育の部分に関してはあくまで両親が日常子供の保育ができないことが前提でありますので、どちらかというと幼稚園、幼保の認定こども園のほうに入れたいという形がふえてくる可能性があるかなと、そういうふうなところも想定をしてございます。これにつきましては、町内で制度未移行である幼稚園が、来年度、認定こども園に移行するということで、それに合わせて受け入れの定員の数がまたさらに広がるとい

う見込みでございますし、今後、現在進めております、やはり保育士や養護教諭さん等 の確保に対する町単独の事業に関しても引き続き展開をして、町の子育でに関する環境 の充実化をこれからも進めていきたいなと、このように考えております。

- ○議長(小松則明君) 芳賀 潤君。
- ○13番(芳賀 潤君) まさしく今の答弁で推察されるとおり、結局負担がないとすれば、例えば、もちろん今答弁にあったとおり、保育士は働いていないとだめなんですけれども、こども園、幼稚園はいいわけですよね。そうしたときに、ただでさえ待機児童が発生する月もあるときに、やはりこれが一番懸念されるわけですよ。保育園、幼稚園、子ども園はキャパはあるけれども、保育士さんが足りなくて子供を見られないというのが実態なんですね。制度は制度なんで、そこをどうやってクリアしていくのかをやはり真剣に、もちろん真剣には考えているんですけれども、現場レベルできちっと議論して考えないと、極端な話が、町の事業については、国の事業については保育士じゃないとだめだけれども、ベテランの保育士助手でも事足りるんだとか、何か町の独自の制度設計をしていかないと、「無料ですよ」「私も入りたい」「保育士さんいない。やっぱり入れられない」。何かやっぱり制度の抜け落ちを感じるところがあるので、どういうのがいいか私も正直言って現場に精通しているわけではなくわかりませんけれども、いずれ必ずこの問題が出てくるので、そこを現場の保育園、幼稚園、こども園の担当の管理者ときちっと協議をして、預けたい人は預かれるような制度設計にしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
- ○議長(小松則明君) 保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(小笠原純一君) 今、議員おっしゃるとおり、まさしくそのとおりで、 子どもを預けやすい、育てやすい環境をつくるということは、必然的にやはりその受け 皿の充実、拡充がまず伴ってくるということは、当局内部のほうでもやはりそれを課題 としては挙げられております。

今後におきましても、やはり現役を引退された例えば保育士さんでありますとか、実際に資格を持っていても活用されていない町民の方等も、いかに町内の子育でに関する環境づくりのほうに協力をしていただけるか、事業者の管理者等ともこれからも協議を深めて充実化を図っていきたいなと、このように思います。

○議長(小松則明君) ほかありませんか。(「なし」の声あり)質疑を終結いたします。 討論に入ります。(「なし」の声あり)討論を終結いたします。 これより議案第73号大槌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

______O ____

日程第7 議案第74号 大槌町下水道条例の一部を改正する条例について

○議長(小松則明君) 日程第7、議案第74号大槌町下水道条例の一部を改正する条例に ついてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興推進課長。 ○復興推進課長(中野智洋君) それでは、次ページの新旧対照表をお開きください。

今回の一部改正は、消費税法の一部改正に伴い、第26条、使用料の算定方法について、「別表第1及び別表第2に定めるところにより算定した合計額に、1.08を乗じて得た額」としていたものを、「消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する消費税及び地方税法(昭和25年法律226号)に規定する地方消費税の額に相当する額を加えた額」と改正するものであり、その他所要の条項のずれを改正しようとするものです。

なお、この条例は令和元年10月1日からの施行を予定しております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(小松則明君) 質疑に入ります。(「なし」の声あり)質疑を終結いたします。 討論に入ります。(「なし」の声あり)討論を終結いたします。

これより議案第74号大槌町下水道条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第75号 大槌町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について ○議長(小松則明君) 日程第8、議案第75号大槌町道路占用料徴収条例の一部を改正す る条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。環境整備課長。

○環境整備課長(那須 智君) それでは、次ページの新旧対照表をお開きください。

別表第2条関係の備考9中の下線部分、改正前「1.08」を「1.1」に改正するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(小松則明君) 質疑に入ります。(「なし」の声あり)質疑を終結いたします。 討論に入ります。(「なし」の声あり)討論を終結いたします。

これより議案第75号大槌町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第76号 大槌町上水道事業給水条例の一部を改正する条例について

— O ———

○議長(小松則明君) 日程第9、議案第76号大槌町上水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。水道事業所長。 〇水道事業所長(田中寛之君) 本条例改正は、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、 令和元年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることから、水道料 金について所要の改正を行うものであります。

また、水道法改正により指定給水装置工事事業者の指定が5年更新制となったことから、更新の手数料について新たに追加し、水道法が改正されることによる条ずれについても改正を行うものであります。

新旧対照表をごらん願います。

第8条は、水道法改正に伴う条ずれにより、改正前の下線部、水道法施行令「第4 条」を「第6条」に改めるものです。

第27条は、改正前の下線部「100分の108を乗じて得た額」を改正後「消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する

地方消費税の額に相当する額を加えた額」に改めるものです。

第34条は、改正後の2号に、法第25条の3の2第1項に規定する指定の更新をするとき1件につき1万円とすることを追加し、改正前の2号から4号を、改正後3号から5号に改めるものです。

第39条は、水道法改正に伴う条ずれにより、改正前の下線部「第4条」を「第6条」に改めるものです。

附則として、この条例は令和元年10月1日から施行する。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(小松則明君) 質疑に入ります。(「なし」の声あり)質疑を終結いたします。 討論に入ります。(「なし」の声あり)討論を終結いたします。

これより議案第76号大槌町上水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第77号 工事請負契約の締結について

○議長(小松則明君) 日程第10、議案第77号工事請負契約の締結についてを議題といた します。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。都市整備課長。

- ○都市整備課長(川野重美君) 議案第77号工事請負契約の締結につきまして、御説明申 し上げます。
 - 1、契約の目的、赤浜地区漁業集落共同利用施設整備工事。
 - 2、契約の方法、指名競争入札。
 - 3、契約の金額、1億1,550万円。
 - 4、契約の相手方、岩手県上閉伊郡大槌町大槌第22地割字下野216番地、松村建設株式会社、代表取締役 天満昭広でございます。

次ページをお開きください。

1、入札執行年月日、令和元年7月24日。

- 2、入札参加条件、大槌町営建設工事入札参加資格者名簿に登録されている土木AからC級の町内業者。
 - 3、入札参加業者、有限会社岩間建設工業、松村建設株式会社。
- 4、工事概要でありますが、工事名、工事場所、工事期間、施行概要等につきましては記載されているとおりでございまして、実施理由といたしましては、赤浜地区漁業集落防災機能強化事業における共同利用施設の敷地造成及び整備を行うものでありまして、整備面積は約1.4~クタールとなっております。

なお、仮契約年月日は令和元年7月30日です。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(小松則明君) 質疑に入ります。(「なし」の声あり)質疑を終結いたします。 討論に入ります。(「なし」の声あり)討論を終結いたします。

これより議案第77号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第78号 工事請負契約の締結について

○議長(小松則明君) 日程第11、議案第78号工事請負契約の締結についてを議題といた します。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。環境整備課長。 〇環境整備課長(那須 智君) 1、契約の目的、町道小鎚線道路改良(橋梁上部工)工 事。

- 2、契約の方法、一般競争入札。
- 3、契約の金額、2億3,870万円。
- 4、契約の相手方、岩手県花巻市東宮野目第11地割5番地、株式会社中央コーポレーション、代表取締役 佐々木史昭です。

次のページをごらんください。

入札執行年月日は、令和元年8月28日です。

入札参加条件は、大槌町営建設工事入札参加資格者名簿に登録されている業者のうち、

岩手県内に本社または営業所を構えており、平成21年4月以降に大槌町またはその他の機関が発注した鋼橋梁上部工事の元請として完了または実施中の実績を有することです。 入札参加業者は記載のとおりです。

工事場所、上閉伊郡大槌町小鎚第13地割ほか地内。

工事期間は、今回の議案が可決された日から令和2年3月31日まで。

実施理由は、本工事は辺地総合整備計画に基づく町道小鎚線道路改良事業のうち、過 年度設計成果に基づき、橋梁整備(上部工)工事を行うものです。

施工概要。橋長、45.5メートル。工場製作工、125.9トン。鋼橋仮設工、128.1トン。 支承工、12基。橋梁用防護柵工、91メートル。アスファルト舗装工、436平方メートル。 仮桟橋工、1橋。

次のページに平面図を添付しております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(小松則明君) 質疑に入ります。(「なし」の声あり)質疑を終結いたします。 討論に入ります。(「なし」の声あり)討論を終結いたします。

これより議案第78号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第79号 工事請負契約の締結について

○議長(小松則明君) 日程第12、議案第79号工事請負契約の締結についてを議題といた します。

提案理由の説明は終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興推進課長。 ○復興推進課長(中野智洋君) 1、契約の目的、大槌町浪板地区、吉里吉里地区、赤浜 地区、安渡地区及び小枕・伸松地区ほか第1期工事。

2、契約の相手方、前田・日本国土・日特・パスコ・応用地質大槌町浪板地区、吉里吉里地区、赤浜地区、安渡地区及び小枕・伸松地区他復興整備事業共同企業体。共同企業体代表者、宮城県仙台市青葉区二日町4番11号、前田建設工業株式会社東北支店、常務執行役員支店長 東海林茂美です。

今回変更する議決事項は契約金額でございます。変更前の契約金額376億2,782万5,350円を、11億3,462万550円減額して、364億9,320万4,800円に変更しようとするものです。

次のページをお開きください。

仮契約は令和元年9月6日に行っております。

次に、参考資料をごらんください。

変更理由は、現場条件の変更等を反映し、請負額の変更を実施するものです。

対象範囲を明示した位置図を添付しております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(小松則明君) 質疑に入ります。(「なし」の声あり)質疑を終結いたします。 討論に入ります。(「なし」の声あり)討論を終結いたします。

これより議案第79号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第80号 財産の取得について

- ○議長(小松則明君) 日程第13、議案第80号財産の取得についてを議題といたします。 提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。環境整備課長。
- ○環境整備課長(那須 智君) 財産の品目、大槌町災害公営住宅買取事業(安渡地区 B-②ブロック)災害公営住宅。
 - 2、取得する財産、災害公営住宅3戸及び附帯施設(外部物置、平面駐車場等)。
 - 3、取得の方法、随意契約。
 - 4、契約の金額、4,006万4,893円。
 - 5、契約の相手方、岩手県盛岡市津志田一丁目3番28号、日本住宅株式会社、代表取締役 滝村照男。岩手県上閉伊郡大槌町上町2番12号、有限会社まるたに商事、代表取締役 谷澤俊宏です。

次のページの資料をお開きください。

物件目録です。物件の種類、災害公営住宅。長屋2DK(B)、2戸、木造平屋。長

屋3DK、1戸、木造2階建て。附帯施設として、外部物置3カ所、平面駐車場3台分、 外構工事一式です。

位置図を添付しております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(小松則明君) 質疑に入ります。(「なし」の声あり)質疑を終結いたします。 討論に入ります。(「なし」の声あり)討論を終結いたします。

これより議案第80号財産の取得についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(小松則明君) 以上で本日の日程は全て終了いたしましたので、会議を閉じます。 令和元年第4回大槌町議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでございました。

閉 会 午後2時26分

上記令和元年第4回臨時会会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容の 正確であることを証するため、ここに署名する。

議長

議員

議員